

公益財団法人 多度津町文化体育振興事業団定款

平成25年4月12日

( 制 定 )

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を香川県仲多度郡多度津町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、多度津町が設置する文化体育施設等を管理するとともに文化体育事業を実施し、もって町民の文化体育の振興に寄与することを目的とする。

(規 律)

第4条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

(事 業)

第5条 この法人は第3条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽等の自主公演の実施
- (2) 演劇音楽等の主催公演の実施
- (3) 文化・体育・生涯学習施設の貸与及び管理運営
- (4) 体育施設での競技会・健康増進事業
- (5) 講座・セミナー・育成事業
- (6) 資料館の展示事業・調査・資料収集事業
- (7) 図書館管理運営事業
- (8) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、香川県内において行うものである。

(その他の事業)

第6条 この法人は、その公益目的事業の推進に資する為、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 自動販売機手数料事業
- (2) 施設の貸与及び管理運営事業
- (3) 駐車場管理事業
- (4) 鑑賞友の会事業
- (5) 公園管理事業
- (6) 管理施設内での物品販売事業
- (7) その他前各号に定める事業に関する事業

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 財産及び会計

第8条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の二種類とする。

2 基本財産は、法人の目的を達成するために不可欠な財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産として寄附された財産
- (2) 理事会及び評議員会で基本財産とすることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産(又は交付を受けた補助金その他財産)については、その半額以上を第5条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の議決により別に定める寄附金取扱規程による。

(資産の構成)

第9条 この法人の、資産は次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産

- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金
- (5) その他の収入

(基本財産の維持及び処分)

第10条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会において、議決に加わることのできる理事及び評議員の議決を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(財産の管理及び運用)

第11条 この法人の財産管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画及び収支予算等については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得て直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下「計算書類等」という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時評議員会で承認を受けなければならない。

- 2 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了の3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

(長期借入金及び重要財産の処分又は譲り受け)

第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において総評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則)

第15条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は理事会の決議により定める会計規程によるものとする。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(定数)

第16条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の議決により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることが

できない。

- 5 評議員長は、評議員会において選任する。
- 6 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(権 限)

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第3項に規定する事項を議決する。

(任 期)

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 評議員は、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第20条 評議員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員にはその職務を行うため費用を弁償することができる。

## 第2節 評議員会

第21条 この法人に評議員会を設置する。

- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 3 評議員会は、次の事項を決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬の額及びその規程
  - (3) 定款変更
  - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(8) 理事会において評議員会に付託した事項

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法に規定する事項及びこの定款に規定する事項

- 4 前項にかかわらず、個々の評議員会において、第24条1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(種類及び開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長はその請求があったときから30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第24条 理事長は、評議員会の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的を記載した書面を持って通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第27条 評議員会の議事は一般社団・財団法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることで

きる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第28条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合について、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員の議事録は法令で定めるところにより議事録を作成し、評議員会議長及び理事長はこれに記名押印するものとする。

(評議員会規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## 第5章 役員等

(種類及び定数)

第31条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第32条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会において選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事は、他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の次のイからニに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないように選任しなければならない。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあたっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

5 前項の規定は、監事についても準用する。

6 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

7 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び 評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

8 理事又は監事に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、（登記簿の謄本を添え）遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務・権限）

第 3 3 条 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また理事長に事故あるとき又は、理事長が欠けたときは理事長の業務執行に係る職務を代理し、その職務を行う。
- 4 理事長及び常務理事の職務権限は職務権限規定による。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第34条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前項の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって法人に著しい損害が生じるおそれがあるときはその理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任は妨げない。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解 任)

第36条 役員が次の一に該当するときは、評議員の議決によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第37条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱については、第51条に定める理事会規則によるものとする。

(顧問)

第39条 この法人に、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、学識経験者またはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問には、第35条1項の規定を準用する。この場合において「理事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。
- 4 顧問は無報酬とする。

(顧問の職務)

第40条 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又会議に出席して意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第41条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会はすべての理事で組織する。

(権限)

第42条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の執行の監督
  - (5) 理事長、常務理事の選任及び解任
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産（特定財産を含む）の処分及び譲り受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、またこの法人の業務の適正を確保するために、必要な法令で定める体制の整備）

（種類及び開催）

第43条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 第34条1項5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき
  - (5) 第34条1項5号の規定により監事が招集したとき

（招集）

第44条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、同項5号による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号または第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に（臨時）理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第45条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第46条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第47条 理事会の議事はこの定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第48条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第49条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名しなければならない。

(理事会規則)

第51条 理事会に関する規則は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散等

### (定款の変更)

第52条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を得て変更することができる。第3条に規定する目的、17条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。但し第55条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

### (合併等)

第53条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

### (解散)

第54条 この法人は一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた理由により解散する。

### (公益目的取得財産残額の贈与)

第55条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において公益社団法人及び公益財団法人法の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1カ月以内に、評議員会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

### (残余財産の処分)

第56条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評

議員会の議決によりこの法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第8章 委員会

(委員会)

第57条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び事務職員をおく。
- 3 事務局長及び職員は、理事会の議決を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第59条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程

- (7) 事業計画及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前号各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第60条第2項に定める情報公開規程による。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公 告)

第62条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第11章 補則

第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」いう。）第106条第1項に定め

る公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、当該解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、当該設立の登記の日を公益法人の事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は丸尾幸雄とし、常務理事は三井敏誠とする。